

さいたま市北区選挙管理委員会告示第10号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項において読み替えて準用される同法第40条第1項ただし書の規定により、期日前投票所を開く時刻の繰り下げ及び閉じる時刻の繰り上げは、次のとおりである。

令和8年1月27日

さいたま市北区選挙管理委員会委員長 新井 嘉

期日前投票所	繰り下げる時間	期日前投票所を開く時刻
産業振興会館内	2時間30分	午前11時
宮原コミュニティセンター内	2時間30分	午前11時

期日前投票所	繰り上げる時間	期日前投票所を開く時刻
産業振興会館内	1時間	午後7時
宮原コミュニティセンター内	1時間	午後7時

北区選挙管理委員会事務局

「告示期間の期限日（令和8年2月9日まで）」